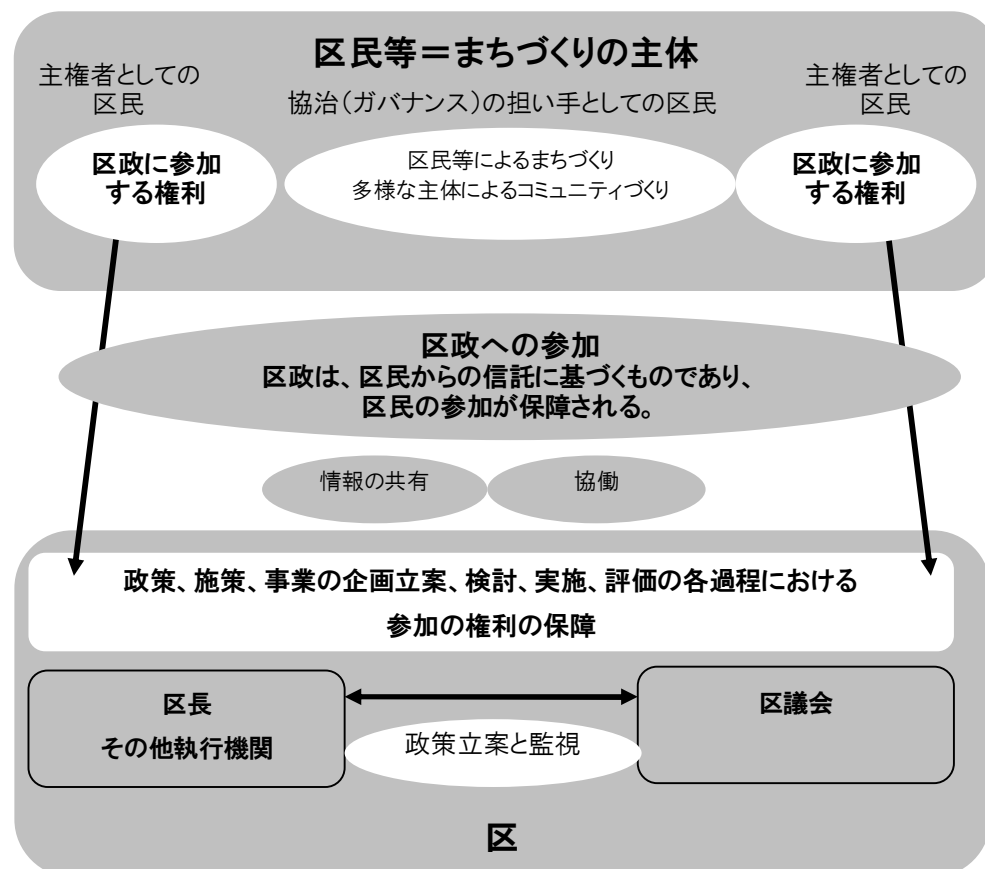


「区政への参加」について

1. 「区政への参加」の理念

- ・ 「区政への参加」とは、区の政策、施策、事業の企画立案、検討、実施、評価の各過程において、区民等が、区に対して自らの意見や提案を表明することをいう。
- ・ 区政は、区民からの信託に基づくものであり、区民の参加が保障されなければならない。
- ・ 区は、区民等の参加により示された意見や提案を踏まえ、区民の総意、合意点を見極めて決定する。



2. 墨田区における区民参加の概要

(1) 区民参加の対象

- ・ 基本構想、基本計画をはじめとする各分野の基本的な計画等の策定
- ・ 区民の生活や区民活動に関連の深い計画等の策定や事業の推進
- ・ 広く区民の理解や協力の必要な施策、事業の推進 など

(2) 区民参加の方法

① 行政から施策等の案が示される前の取組

参加の方法	特徴
審議会	行政から諮問された事項について、公募による区民等や学識経験者、利害関係者などが協議し、意見を答申する合議制の諮問機関。
ワークショップ	目標や課題を設定し、学習しながら取り組む参加体験型プログラム。公募による区民等からなり、参加者が計画案などを作成して区に提案する取り組みも行っている。
アンケート	無作為抽出により住民の意向などを調査する。住民は与えられた設問に回答することになるが、自由回答欄に意見を述べることもできる。
ヒアリング	特定の住民、住民グループに対して聴き取り調査を行うもの。趣旨説明をおこなったうえで回答してもらうので、アンケートでは把握困難な意見やアイデアを聴取しやすい。

② 行政から施策等の案が示された後の取組

参加の方法	特徴
パブリックコメント	計画等の策定過程や規制関連の条例制定過程等で、行政案を公表し、広く住民から意見を募集する。寄せられた意見に対し行政の考え方を公表し、案の修正を含めた検討を行う。
シンポジウム	公開の場で討論や意見交換を行う多数参加型のイベント。住民が運営にかかわる実行委員会方式もある。
公聴会・住民説明会	公聴会は法律上開催を義務付けられた公式的な意見聴取の場であるのに対し、住民説明会は行政が市民に対し事業決定前に計画案として提示し、住民の意見を聴取する場である。

③ その他、行政において恒常的に行なっている取組

参加の方法	特徴
区長への手紙	区政全般にかかわる意見等を、はがきやファクス、電子メールなどで提出できる制度。意見等は、区長が直接拝見するとともに、担当部署が直ちに対応する。
区長への 請願・陳情	請願・陳情は、区議会と区長のいずれにも出すことができるが、区長あて提出された請願・陳情等は、各課で収受した後、区長まで供覧するとともに、広報広聴担当において件名ごとに調書を備え、対応の経過を明らかにしている。(なお、区議会への請願・陳情は、主に常任委員会で審査し、そこで採択した請願・陳情は、区長などの執行機関に送付したり、国や都へ意見書を提出するなどして、その趣旨の実現を働きかけるものである。(※ 第4回委員会「区議会の役割」にて検討予定。))
区民の声 発掘事業	無作為に選んだ区民500人から、区政に関する意見をアンケートにより聴取し、区民ニーズを的確に把握するとともに、寄せられた意見の分析等を行い、区政に反映する。
住民意識調査	無作為に選んだ区民1,500人を対象に、区民の意識、区政への要望をアンケート形式で聴取する。区政の施策形成の参考とするため、隔年で実施している。

なお、上記「(2) 区民参加の方法」に掲げたさまざまな取組について、昨今の「墨田区における区民参加の取組状況」については「参考資料3」のとおり。また、「審議会等の会議の公開に関する基準」「墨田区のパブリック・コメント手続に係る基準」については「参考資料1」、他自治体の条例事例(⑥参加)については「参考資料4」を参照のこと。